

# 鳥取県知事選挙及び

# 鳥取県議会議員一般選挙のお知らせ

今後4年間の鳥取県政を決める大切な選挙です。

皆さんの一票が明日の鳥取県をつくります。よく考え、棄権しないよう、一票を投じましょう。

## 投票日・時間

平成31年4月7日(日)

午前7時～午後7時

## 選挙のできる人

満18歳以上で(平成13年4月8日までに生まれた人)で、平成30年12月28日までに智頭町の住民基本台帳に登録され引き続き町内に居住している人。

## 投票場所

自宅に届く入場券を<sup>ご</sup>確認ください。

## 期日前投票

仕事や旅行、病気などの理由で投票日に投票できない人は、期日前投票ができます。

## 役場期日前投票所

場所 智頭町役場

期間 4月6日(土)まで

時間 午前8時30分～午後8時

## ほのぼの期日前投票所

場所 ほのぼの内そよ風通り

期間 4月2日(火)

～4月5日(金)

時間 午前8時30分～午後1時

## 財産区議会

## 議員選挙期日



任期満了による智頭町財産区(9財産区)の選挙期日が決定しましたので、お知らせします。

告示の日 5月8日(水)

選挙期日 5月13日(月)

## 選挙する議員数

智頭財産区	10人
山形財産区	12人
那岐財産区	11人
土師財産区	9人
富沢財産区	9人
山郷財産区	7人
大字智頭財産区	6人
大字南方財産区	6人
大字市瀬財産区	6人

# 部落解放智頭町研究集会在開催されました!

46回もの長い歴史を数える部落解放智頭町研究集会在が、今年も2月24日に開催されました。

当日は、「部落差別解消推進法の意義と、これから期待するもの」と題して、部落解放同盟兵庫県連合会書記長の橋本貴美男さんにご講演をいただきました。

橋本さんは、「2016年に施行された『障害者差別解消法』、『ヘイトスピーチ解消法』、『部落差別解消推進法』



講演する橋本貴美男さん



分散会の様子

を説明できますか?」と会場に投げかけられた後、差別解消3法を分かりやすく説明されました。そして、現在大きな課題となっているインターネット上での差別事象やモニタリングの具体例から、法の整備が差別解消に大きな成果があること、日本は人権赤字国で国連から勧告を受けていること、部落差別解消推進法を生活の中に取り入れていく必要があることなどを話されました。

## 国保の加入・脱退の届け出はお早めに！

### 国民健康保険の加入

職場を退職したときは、任意継続制度※を利用する場合と、家族の健康保険の被扶養者になる場合を除き、国民健康保険（国保）への加入手続きが必要です。

国保に加入するときは、14日以内に保健センター福祉課で手続きを行います。保険税は届け出た日からではなく、

退職月（退職日が月末の場合）は翌月）から計算されます。加入の届け出が遅れると、保険税もさかのぼって請求されますので、早めに届け出をしましょう。

※任意継続制度については、退職した会社などにお尋ねください。

### 届け出に必要なもの

健康保険資格喪失証明書（扶養家族の名前も表示されたもの）、印かん、マイナンバーが分かるもの、本人確認ができるもの

### 国民健康保険の脱退

就職等で他の健康保険に加入したときは、国保脱退の届け出が必要です。

手続きをしないと、国保税がかかり続けます。また、他の健康保険に加入すると、加入日以降は国保の保険証が使えなくなりますのでご注意ください。

### 届け出に必要なもの

国民健康保険証、職場の健康保険証（扶養家族がいる場合はその人の保険証を含む）、印かん、マイナンバーが分かるもの、本人確認ができるもの



## 医療費が高額になったときは？

### 高額療養費の給付

医療費の自己負担額が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。自己負担限度額は年齢や所得によって異なりますので、詳しくは下記へお問合せください。

### 支給申請に必要なもの

保険証、世帯主と本人のマイナンバー、本人確認書類、該当月に医療機関へ支払った世帯全員の領収証、通帳

### 各種認定証の申請

一 医療機関の窓口での支払いは「限度額適用認定証」等を提示すれば自己負担限度額までとなります。医療機関への支払い前に、福祉課に交付申請をしてください。なお、保険税を滞納していると、交付できない場合があります。交付申請に必要なもの  
保険証、世帯主と本人のマイナンバー、本人確認書類

### 還付金詐欺にご注意を！

「払いすぎた医療費（又は保険税）を還付する」などと言って、役場からATMの操作が必要な手続きをお願いしたり、電話でマイナンバーを聞いたりすることは絶対にありません。不審な電話があれば、警察総合相談窓口「#9110」、又は最寄りの駐在所、智頭警察署にご相談ください。

